

農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル作成 業務委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

農業分野における外国人材の住居確保対策として、県内市町村における公営住宅の空き住戸を有効に活用するため、市町村担当者に対して、農業外国人材の公営住宅活用に係る手続や注意点等を分かりやすくまとめたマニュアルを作成する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル作成業務委託

(2) 業務概要

別紙 農業外国人材確保・定着に向けた公営住宅活用マニュアル作成業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 予算上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4 支払方法

精算払

5 企画提案競技実施の広告方法

宮崎県ホームページにより告知

6 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとし、その旨の誓約書（別紙1）を提出すること。

(1) 宮崎県内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）である

- こと。
- (2) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (5) 企画書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
 - (6) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
 - (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

7 スケジュール

- (1) 実施公告 令和6年7月23日（火）
- (2) 企画提案協議参加申込み 令和6年8月6日（火）午後5時まで
- (3) 質問票受付 令和6年8月7日（水）正午まで
- (4) 企画提案書提出 令和6年8月23日（金）午後5時まで
- (5) 審査結果通知 令和6年8月下旬頃

8 企画提案協議について

- (1) 企画提案協議への参加申込み
 - ① 提出期限：令和6年8月6日（火）午後5時まで（必着）
 - ② 提出先：宮崎県農政水産部農村振興局
担い手農地対策課参入支援・人材対策担当（宮崎県庁1号館6階）
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-32-4465 FAX：0985-26-7404
メールアドレス（代表）：ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp
 - ③ 提出方法：持参、郵送
 - ④ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙2）、誓約書（別紙1）

- ⑤ その他：参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日2日後（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。
なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙3）を持参または郵送により提出すること。

(2) 企画提案競技に係る質問について

本業務について質問がある場合は、令和6年8月7日（水）正午までに8（1）②の担当課まで質問票（別紙4）を提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答する。

(3) 企画提案書の提出について

下記のア及びイの書類を1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は1者1案とする。

ア 企画提案書（A4版）

（ア）マニュアルの構成イメージ等

（イ）業務構成概要

（ウ）事業計画書

（エ）事業スケジュール

（オ）会社概要及び事業実施体制

（カ）過去の業務実績（類似製品等ある場合はその内容の分かるものも提出）

イ 見積書及び見積明細書

（ア）業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

（イ）本事業の履行に要する経費を全て盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。

（ウ）見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 提出部数 7部

エ 提出期限、提出先、提出方法

（ア）提出期限：令和6年8月23日（金）午後5時まで（必着）

（イ）提出先：宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
参入支援・人材対策担当

※住所等は、8（1）②を参照。

（ウ）提出方法：持参又は郵送（郵送にあっても、令和6年8月23日（金）午後5時必着とする。）

(4) 審査方法・基準

企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案につい

て次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査については別に定める審査基準表に基づき行うものとする。

ア 審査手順

書面審査とし、提出された企画提案書を審査員が審査し、優良提案を1件選定。

イ 審査基準

別添審査基準表のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面で通知する。

(6) 契約の締結等

ア (4) アの審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続を行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

オ 契約手続に要する経費は業者負担とする。

(7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

ウ 同一人が2件以上の提案を行ったとき。

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき。

オ 見積もりの金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

カ その他、指示した事項及び企画提案協議に関する条件に違反したとき。

(8) 著作権

制作した成果品の著作権は、全て県に帰属するものとする。

(9) その他

ア 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者が負担する。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 業務実施に当たっては、県と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

エ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保

護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農村振興局 担い手農地対策課 参入支援・人材対策担当
(担当：濱砂)

電 話 0985-32-4465

FAX 0985-26-7404

E-mail hamasuna-hironori@pref.miyazaki.lg.jp